

泉南アスベスト国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

政治主導で上告断念と全面解決を！

田村厚労大臣は、原告の声を聞いて下さい



泉南アスベスト2陣高裁判決は、国の責任を三度、明確に認めました。内容的にも、2年前の1陣高裁の不当判決を、事実認定においても、法的判断においても、はるかに凌駕する極めて説得力のあるものです。また、「筑豊じん肺判決」などの

最高裁判決の流れにも合致しています。25日の、野党議員らによる要請に続いて、26日には、自民党と公明党のそれぞれのアスベスト問題の責任者である佐田玄一郎衆議院議員と、江田康幸衆議院議員が田村厚労大臣に面会し、被害者への面談と解決の決断を要請しています。

す。

申し入れでは、「国が上告して最高裁判決となれば、今後も解決まで相当な期間がかかることは目に見えています。これ以上の法廷での論争を続けることは、人道からも許されません」と解決の決断を強く求めています。

「早期解決を求める国会議員共同アピール」にも、全党から117名(26日現在)の賛同が寄せられています。さらに、地元泉南

市・阪南市の市長や議長からも早期解決を求めるメッセージが届けられ、府会議員、市議員も

上京し、厚労省前で、早期解決を熱く訴えました。

国はこうした申し入れにこたえ、今回の判決を真摯に受け止め、泉南アスベスト国賠訴訟の早期解決を決断すべきです。

そして、何よりもまず、厚労大臣が原告・被害者と面談し、被害の実情や被害者の切実な願いを直接聞くべきです。

ところが、田村厚労大臣は、「訴訟が継続中」を理由に、被害者との面談にに応じていません。

私たちは、引き続き、厚労大臣が被害者と早期に面談することを強く要望します。



マスコミ・識者からも早期解決の声

被害者59人のうち35人が亡くなった。「命あるうちに解決を」の願いはかなわなかった。国は上告することなく、今回の判決内容を軸に被害者全員の救済に動いてもらいたい。

(朝日新聞 2013年12月26日朝刊・社説)

石綿の被害は発症までの潜伏期間が長く、高度経済成長期の「負の遺産」が今になって表面化している。泉南訴訟の被害者の半数以上が既に亡くなり、高齢化した生存原告も重い病気に苦しんでいる。国は、早期解決を求める原告らの声に耳を傾けるべきだ。(朝日新聞 2013年12月26日朝刊・社会面)

吉村良一・立命館大学院教授(環境法)のコメント

「筑豊じん肺の訴訟などの判例に沿い、国の責任を一審判決より厳しく指摘した。濃度規制を怠った責任などにも踏み込んだのは適切な判断だ。

上告中の一陣訴訟にもプラスに影響するだろう。この集団訴訟で、国の責任を否定したのは一陣の控訴審判決だけとなり、最高裁で破棄されるべきだというメッセージになったとも言える。」(毎日新聞 2013年12月26日朝刊・社会面)

村山武彦・東京工業大学教授(リスク管理論)のコメント

「1陣の控訴審判決は、国の厳格な規制は『産業社会の発展を阻害しかねない』としたが、今回は原因と責任に焦点をあて、排気装置の設置を義務付けるべきとする時期を1審より早めた。当時の科学的知見や技術水準などを丁寧に検証しており、司法の良心を感じる判決だ。

(読売新聞 2013年12月26日朝刊・社会面)

まさに25日の判決は原告側と国の双方が主張、立証を尽くしたうえで出されたものだ。国の主張を完膚なきまでに退けた内容からすれば、被害者救済の方向性はより強まったといっていだろう。

石綿関連疾患は発症まで数十年かかることもあり、いったん発症すれば病状の進行を止めるのは難しい。第1陣と第2陣の提訴後に亡くなった原告被害者はすでに12人に上る。全面解決に向け、国は待ったなしで対策に取り組むべきだ。(産経新聞 2013年12月26日朝刊・社会面)

年始の早期解決要求行動

1月6日(月)

12時~13時 厚労省前集会

国会議員要請・厚労省前宣伝・官邸前宣伝など

1月7日(火)

8時15分~ 厚労省前宣伝

12時~13時 厚労省前集会

国会議員要請・厚労省前宣伝・官邸前宣伝など

